

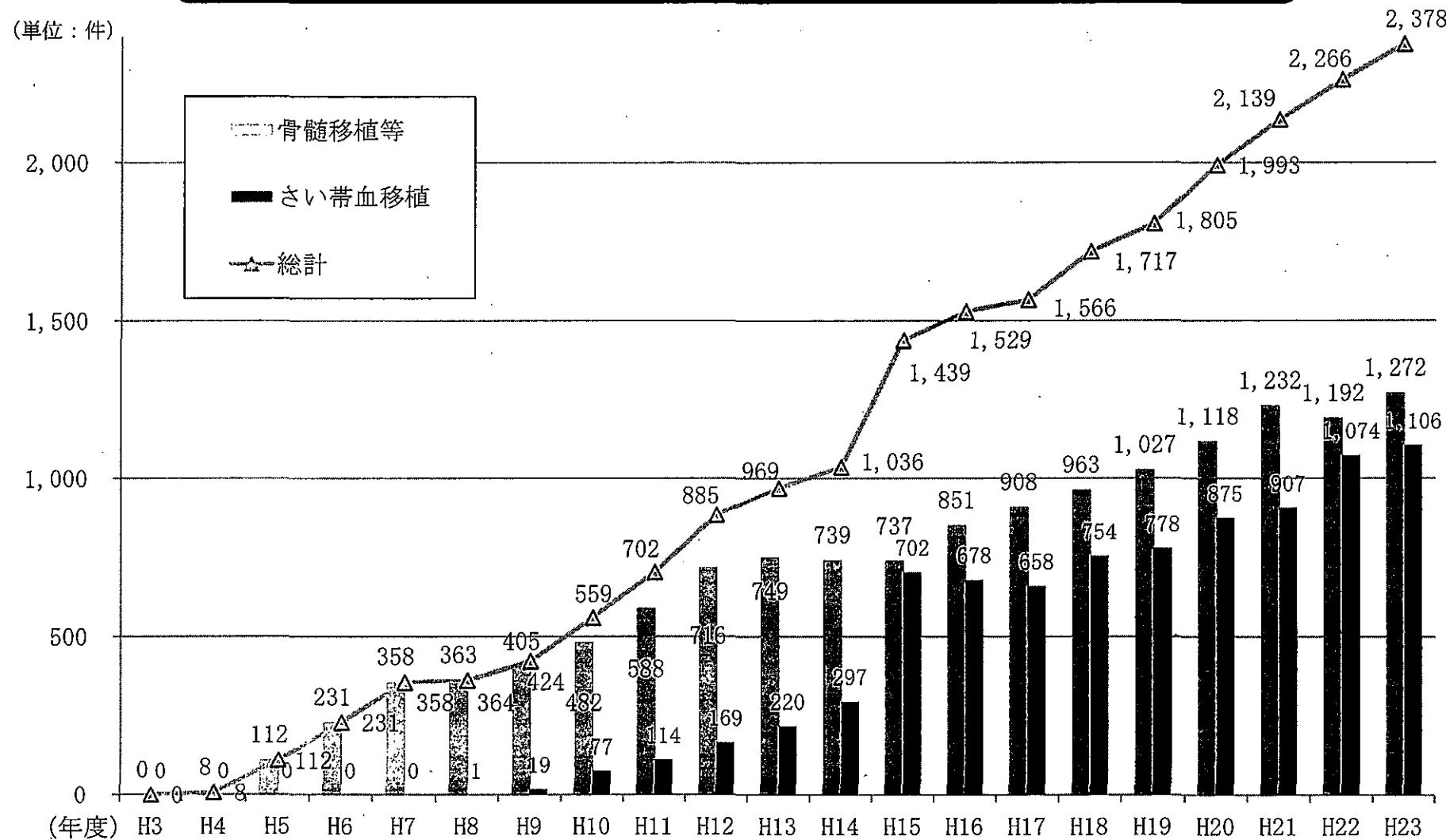
造血幹細胞移植の現状について

- 2-① 造血幹細胞移植実績の推移（非血縁者間）
- 2-② 同種移植における1年生存率の推移
- 2-③ 非血縁者間造血幹細胞移植の疾病別生存率
- 2-④ 造血幹細胞移植の実施体制
- 2-⑤ 平成24年度 造血幹細胞移植対策予算の概要
- 2-⑥ 造血幹細胞移植に係る診療報酬点数の推移
- 2-⑦ 造血幹細胞移植の費用負担の仕組み
- 2-⑧ 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案概要

造血幹細胞移植実績の推移(非血縁者間)

資料2-①

造血幹細胞移植の件数(非血縁者間)は、年々増加している。

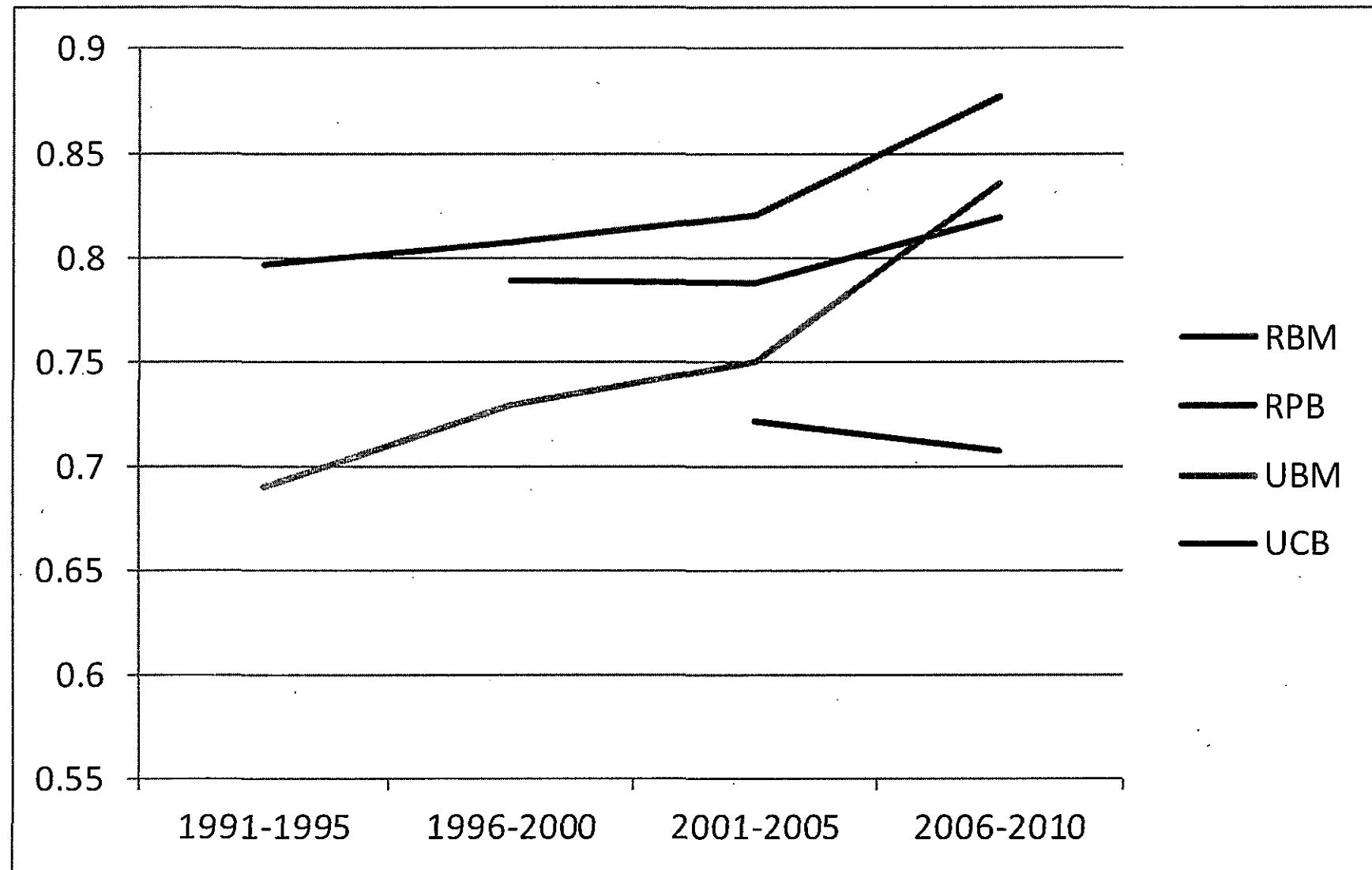


※骨髓移植等とは、骨髓移植と末梢血幹細胞移植をいう。

※末梢血幹細胞移植は平成22年10月より導入されており、平成24年3月現在、4例が実施されている。

※平成24年3月末現在

同種移植における1年生存率の推移



(日本造血細胞移植学会 提供資料)

RBM: 血縁者間骨髄移植 RPB: 血縁者間末梢血幹細胞移植
UBM: 非血縁者間骨髄移植 UCB: 非血縁者間臍帯血移植

非血縁者間造血幹細胞移植の疾病別生存率

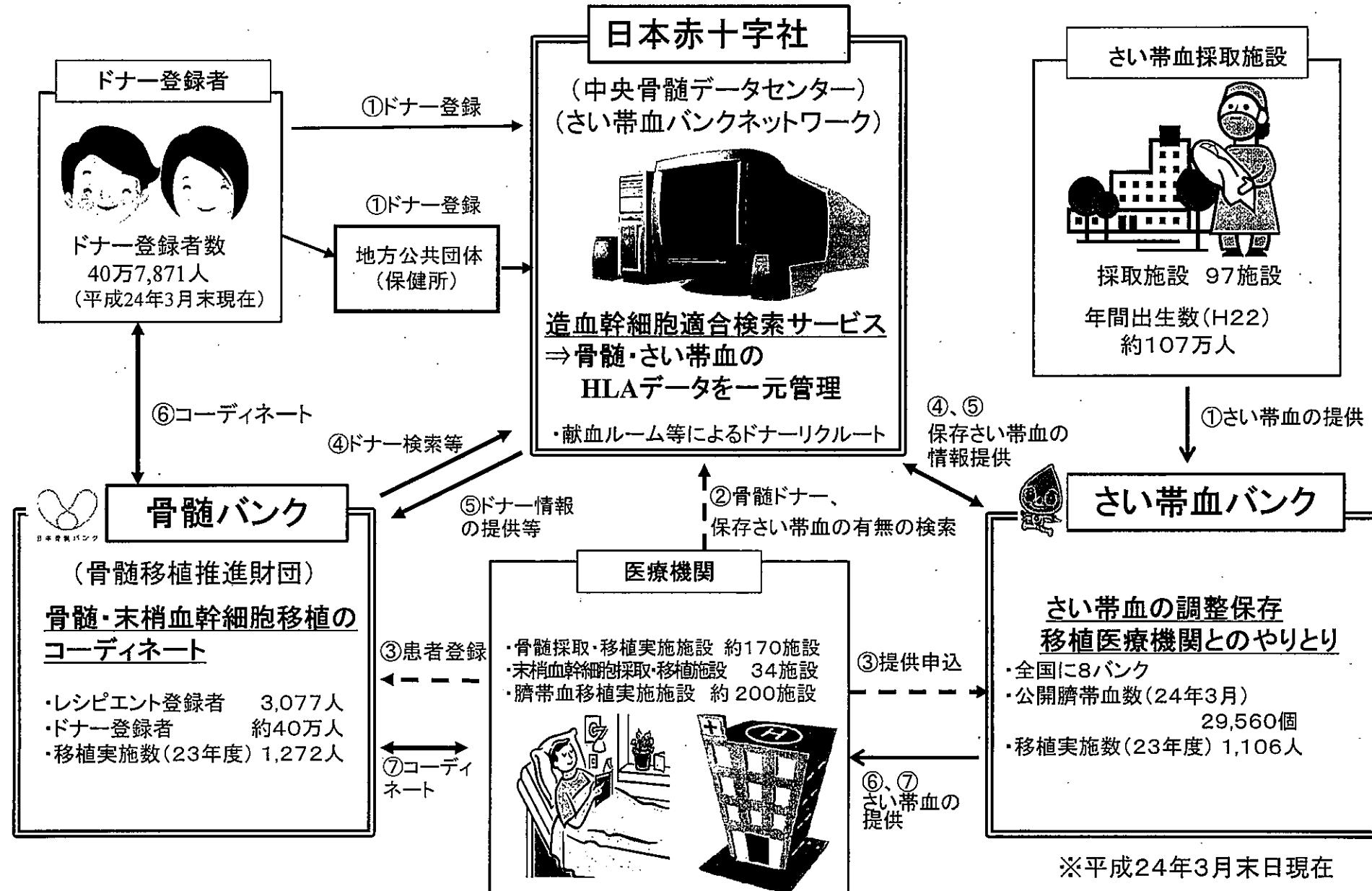
資料2-③

疾病名	移植方法	移植後 1年	移植後 5年
急性骨髓性白血病	骨髓移植	60. 3%	42. 4%
	さい帯血移植	49. 5%	34. 8%
急性リンパ性白血病	骨髓移植	65. 9%	47. 1%
	さい帯血移植	62. 3%	44. 4%
悪性リンパ腫 (非ホジキンリンパ腫)	骨髓移植	69. 7%	55. 3%
	さい帯血移植	47. 5%	41. 6%
骨髓異形成症候群	骨髓移植	62. 5%	48. 9%
	さい帯血移植	46. 9%	36. 3%

出典:日本造血細胞移植学会 平成23年度全国調査報告書

造血幹細胞移植の実施体制

資料2-④



平成24年度 造血幹細胞移植対策予算の概要

	平成24年度	平成23年度
I 骨髓移植・末梢血幹細胞移植対策		11億1千9百万円(11億1千3百万円)
<概要>		
(1)骨髓移植対策事業費(骨髓移植推進財団向け)	4億5千4百万円	(4億5千2百万円)
・あっせん業務関係事業費	3億5千5百万円	(3億5千5百万円)
・あっせん事業体制整備費	1千5百万円	(1千4百万円)
(増) 検体保存事業の充実	890万円	(740万円)
・普及啓発事業費	8千3百万円	(8千3百万円)
(2)骨髓データバンク登録費(日本赤十字社向け)	6億6千5百万円	(6億7千9百万円)
(3)医療提供体制施設整備交付金(無菌室施設)		
II さい帯血移植対策	6億6千5百万円	(6億4千2百万円)
<概要>		
(1)さい帯血移植対策事業費(日本赤十字社向け)	6億6千5百万円	(6億4千2百万円)
・さい帯血保存管理業務費	6億3千2百万円	(6億1千3百万円)
(増) さい帯血の採取及び検査体制の強化	4億6千5百万円	(4億3千5百万円)
・さい帯血情報管理経費	3千1百万円	(2千8百万円)
・日本さい帯血バンクネットワーク運営会議費	2百万円	(1百万円)
(2)保健衛生施設等設備整備費補助金(さい帯血バンク設備)		

造血幹細胞移植に係る診療報酬点数の推移

資料2-⑥

(点)

		H20年度	H22年度	H24年度
造血幹細胞移植術	骨髓移植 (同種)	採取 16,600	19,200	21,640
	移植 57,200	65,600	66,450	
末梢血幹細胞移植 (同種)	採取 16,600	19,200	21,640	
	移植 57,200	65,600	66,450	
臍帯血移植	移植 44,300	44,300	66,450	
抗HLA抗体加算		—	—	H24新設 4,000

※抗HLA抗体検査とは…患者が輸血や妊娠などにより、自分以外のHLAに対して産出した抗体を検査するもの。

同種造血幹細胞移植において、患者がドナーに対する抗HLA抗体を持っている場合、移植後に患者が高頻度で拒絶反応を示すため、あらかじめ抗HLA抗体を検査する。

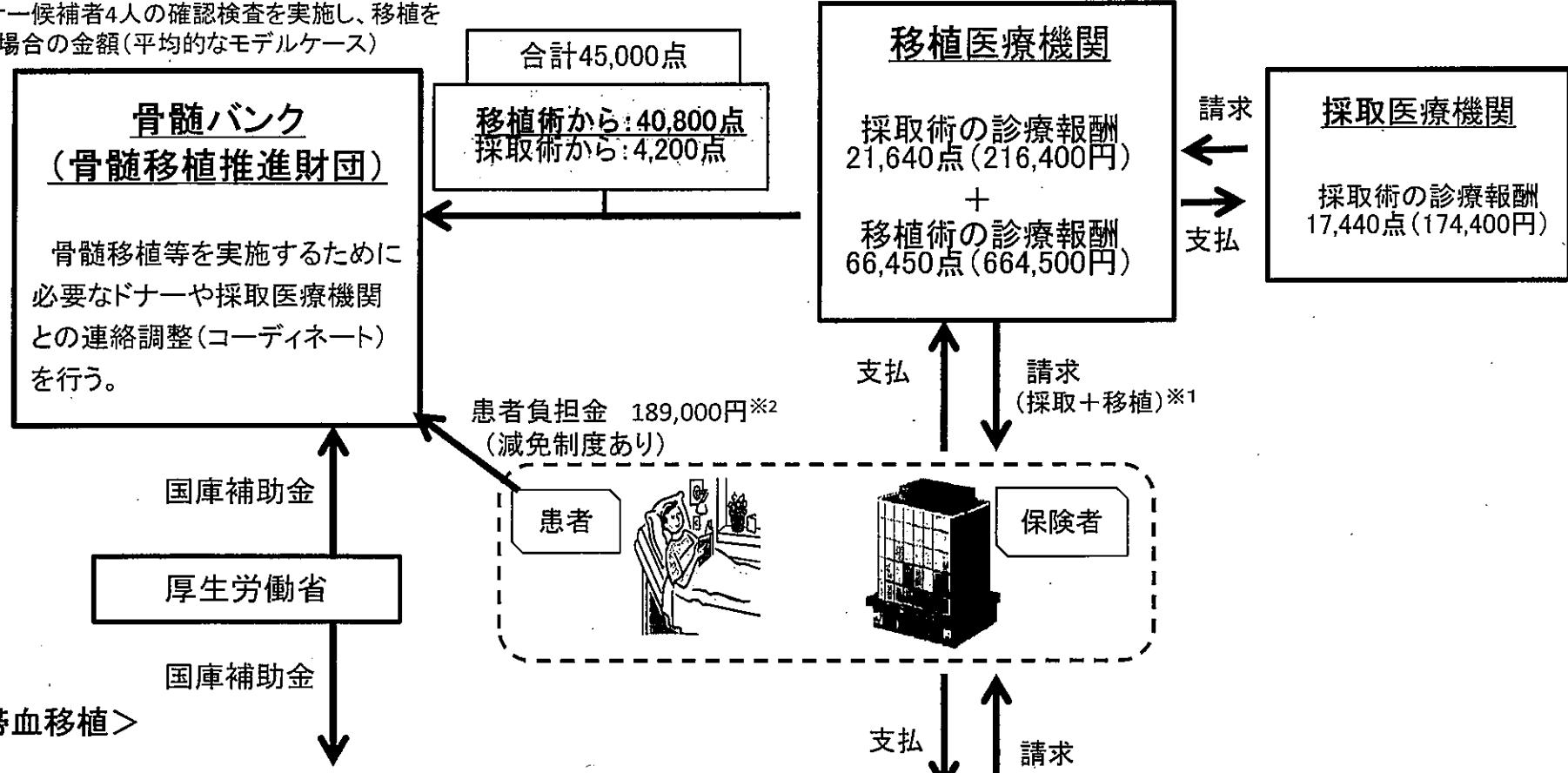
造血幹細胞移植の費用負担の仕組み

資料2-⑦

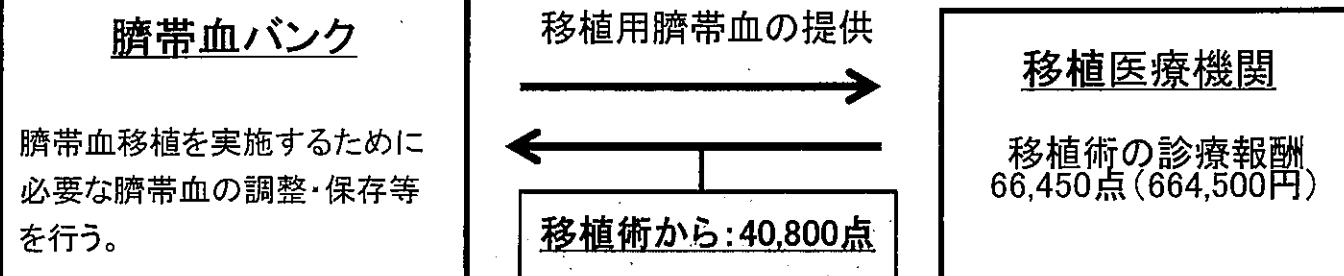
<骨髓・末梢血幹細胞移植(非血縁者間の場合)>

※1 採取と移植の費用を併せて移植医療機関から請求

※2 ドナー候補者4人の確認検査を実施し、移植を行った場合の金額(平均的なモデルケース)



<臍帯血移植>



移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案

造血幹細胞：血液の元となる細胞。移植に用いるものとしては、①骨髓（骨の中にある柔組織を採取）、②末梢血幹細胞（薬で末梢血中の造血幹細胞を増やして採取）、③臍帯血（出産後のへその緒及び胎盤から採取）の3種類がある。

造血幹細胞移植：白血病や再生不良性貧血等の治療として、造血幹細胞を移植する治療法

造血幹細胞移植とバンク制度

○骨髓移植・末梢血幹細胞移植を行うためには、HLA（白血球の型）が一致する者（ドナー）を探し、その者を患者と結びつけるあっせんが必要

【現在は、骨髓移植推進財団（骨髓バンク）が実施】

○臍帯血移植を行うためには、採取した臍帯血の調製や凍結保存等が必要

【現在は、全国に8ある臍帯血バンクが実施】



造血幹細胞移植には、バンク制度が不可欠であるが、現状では、骨髓バンク・臍帯血バンクとも、根拠法がない中、厚生労働省や日本赤十字社の支援を受けながら、業務を実施

根拠法の必要性

○治療成績の向上や高齢化に伴って移植のニーズが増加する

➡ 移植を必要とする患者が移植を受ける機会が十分に確保されるよう、法整備により、国として造血幹細胞の提供の促進を図ることが必要

○バンクに関する規制が存在しない

➡ バンクの業務は、患者やドナーの健康に関わるものであり、法律により、適切に業務が行われることを担保するための規制が必要

○バンクの運営が財政的に不安定

➡ 造血幹細胞が安定的に提供されるためには、バンクの安定的な事業運営を確保するための財政上の措置等について法律で規定することが必要



移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資する（=患者がよりよい移植を受けられる）

法案の主な内容

○造血幹細胞の適切な提供の推進に関し、基本理念、国やバンク等の責務、国の施策（国民の理解の増進、3種類の造血幹細胞に関する情報の一体的な提供、バンクの安定的な事業運営の確保等）を規定

○骨髓バンク・臍帯血バンクを許可制とし、骨髓バンクに対してはドナーの健康の保護、臍帯血バンクに対しては品質の確保に関する基準の遵守など、業務遂行上必要な義務を課す

○骨髓バンク・臍帯血バンクに対する補助の規定を設ける

○骨髓バンク・臍帯血バンクに対する支援を行う支援機関を全国で1個に限り指定（日本赤十字社を想定）

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律案概要

移植に用いる造血幹細胞〔骨髓・末梢血幹細胞・臍帯血〕の適切な提供の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策の基本となる事項について定めるとともに、骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業及び臍帯血供給事業について必要な規制及び助成を行うこと等により、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図り、もって造血幹細胞移植の円滑かつ適正な実施に資する。

第1 基本理念

- ① 造血幹細胞移植を必要とする者がこれを受ける機会が十分に確保されることを旨として、移植に用いる造血幹細胞の提供の促進が図られなければならないこと。
- ② 移植に用いる造血幹細胞の提供は、任意にされたものでなければならないこと。
- ③ 造血幹細胞移植を受ける機会が公平に与えられるよう配慮されなければならないこと。
- ④ 移植に用いる造血幹細胞の安全性が確保されなければならないこと。
- ⑤ 移植に用いる骨髓又は末梢血幹細胞の提供者の健康の保護が図られなければならないこと。
- ⑥ 移植に用いる臍帯血の品質の確保が図られなければならないこと。

第2 責務等

- ① 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する施策を策定・実施すること。
- ② 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、施策を策定・実施すること。
- ③ 造血幹細胞提供関係事業者〔第5・第6の事業者〕及び第7の支援機関は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に積極的に寄与するよう努めること。
- ④ 医療関係者は、国・地方公共団体の講ずる施策に協力するよう努めること。特に、医療機関は、第4③の取組に必要な情報の提供に努めること。
- ⑤ ①～④の者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めること。

第3 基本方針

厚生労働大臣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本方針を策定・公表すること。

第4 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進のための施策

- ① 国及び地方公共団体は、国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずること。
- ② 国は、移植に用いる造血幹細胞の提供に関する情報が一体的に提供されるよう必要な施策を講ずること。
- ③ 国は、移植に用いる骨髓又は末梢血幹細胞を提供した者及び移植に用いる造血幹細胞の提供を受けた者の健康等の状況の把握及び分析の取組を支援するために必要な施策を講ずること。
- ④ 国は、造血幹細胞提供関係事業者の安定的な事業の運営を確保するため、財政上の措置その他必要な施策を講ずること。
- ⑤ 国は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に資する研究開発の促進等に必要な施策を講ずること。
- ⑥ 国は、移植に用いる造血幹細胞の提供に関する国際協力の推進に必要な施策を講ずること。
- ⑦ 国は、移植に用いる骨髓及び末梢血幹細胞の採取に係る医療提供体制の整備に必要な施策を講ずること。

第5 骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業〔骨髓バンク〕

- ① 骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる骨髓又は末梢血幹細胞の提供のあっせんを行う事業）を許可制とすること。
- ② 営利を目的としてその事業を行おうとする者でないこと、移植に用いる骨髓又は末梢血幹細胞の安全性の確保や提供する者の健康の保護のために必要な措置を講じていること等の要件を満たしていなければ、許可を受けられること。
- ③ 移植に用いる骨髓又は末梢血幹細胞の安全性が確保されるよう必要な措置を講じなければならないこと。
- ④ 提供する者の健康の保護のための措置等を講じなければならないこと。
- ⑤ 提供しようとする者に対し、適切な説明を行い、その同意を得なければならぬこと。
- ⑥ 国は、骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業に要する費用の一部を補助することができること。
- ⑦ 守秘義務、監督、援助等について定めること。

第6 脘帯血供給事業〔臍帯血バンク〕

- ① 脘帯血供給事業（移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査、引渡し等を行う事業。私的バンク事業を除く。）を許可制とすること。
- ② 営利を目的としてその事業を行おうとする者でないこと、臍帯血供給業務の方法が③の基準に適合していること等の要件を満たしていなければ、許可を受けられること。
- ③ 脘帯血供給事業を行うに当たっては、臍帯血供給業務の方法に関する移植に用いる臍帯血の品質の確保のために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならないこと。
- ④ 提供しようとする妊婦に対し、適切な説明を行い、その同意を得なければならぬこと。
- ⑤ 移植に用いる臍帯血に関する情報を第7の支援機関に対し提供しなければならぬこと。
- ⑥ 厚生労働省令で定める基準に従い、臍帯血供給業務の遂行に支障のない範囲内において、その採取した移植に用いる臍帯血を研究のために自ら利用し、又は提供することができること。
- ⑦ 国は、臍帯血供給事業に要する費用の一部を補助することができること。
- ⑧ 守秘義務、監督、援助等について定めること。

第7 造血幹細胞提供支援機関〔日本赤十字社を想定〕

- ① 厚生労働大臣は、営利を目的としない法人等であって、②の支援業務を適正・確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、造血幹細胞提供支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができること。
- ② 支援機関は、(1)骨髓・末梢血幹細胞ドナー登録その他造血幹細胞提供関係事業者に対する協力、(2)造血幹細胞提供関係事業者間の連絡調整、(3)移植に用いる造血幹細胞に関する情報の一元的な管理・提供、(4)移植に用いる造血幹細胞の提供に関する普及啓発を行うこと。
- ③ 国は、②の支援業務に要する費用の一部を補助することができること。
- ④ 守秘義務、監督等について定めること。

第8 その他

罰則、施行期日（公布日から1年6月以内）、経過措置その他所要の規定を置くこと。